

学芸員となる資格の取得について

(学芸員の職務)

学芸員とは、博物館法に則り博物館におかれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動などの多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っている。

(学芸員の資格)

学芸員となる資格は、博物館法第5条に規定されており、学士の学位を有し、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得することによって得ることができる。

ただし、ここでいう「資格」とは所要の要件を満たすことにより、学芸員となる資格を有するというものであり、教育職員免許状のように、免許状のようなものが与えられるものではなく、博物館に任用されることによって初めて学芸員となることができるものである。

(大学において修得すべき博物館に関する科目の単位)

学芸員の資格取得に必要な科目とその単位数は、博物館法施行規則第1条に規定されているので、特定プログラム履修表で確認すること。

なお、学芸員資格取得については、学芸員資格取得特定プログラムへ登録手続きを行うことによって履修することになっている。詳細については、到達目標型教育プログラムの特定プログラム及びもみじで確認すること。